

第 27 号議案

豊後大野市公民館条例の一部改正について

豊後大野市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 2 月 27 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

公共施設の見直しにより、中央公民館及び緒方公民館の各分館等を廃止したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市公民館条例の一部を改正する条例

豊後大野市公民館条例（平成 17 年豊後大野市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 を削る。

別表公民館使用料(1)の表を次のように改める。

(1) 中央公民館

| 区分      | 利用時間                   | 室使用料    | 冷暖房使用料  |
|---------|------------------------|---------|---------|
| 視聴覚室    | 午前 8 時 30 分から正午まで      | 760 円   | 430 円   |
| 美術工芸室   | 正午から午後 5 時まで           | 760 円   | 430 円   |
| 調理室     | 午後 5 時から午後 10 時まで      | 860 円   | 430 円   |
| 音楽室     | 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで | 2,380 円 | 1,290 円 |
| 第 1 会議室 | 午前 8 時 30 分から正午まで      | 540 円   | 320 円   |
| 第 2 会議室 | 正午から午後 5 時まで           | 540 円   | 320 円   |
| 和室 1    | 午後 5 時から午後 10 時まで      | 640 円   | 320 円   |
| 和室 2    | 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで | 1,720 円 | 960 円   |
| 第 3 会議室 | 午前 8 時 30 分から正午まで      | 430 円   | 210 円   |
| 第 4 会議室 | 正午から午後 5 時まで           | 430 円   | 210 円   |
|         | 午後 5 時から午後 10 時まで      | 540 円   | 210 円   |
|         | 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで | 1,400 円 | 630 円   |

別表公民館使用料(3)の表を次のように改める。

(3) 緒方公民館

| 区分      | 利用時間                   | 室使用料    | 冷暖房使用料  |
|---------|------------------------|---------|---------|
| ホール     | 午前 8 時 30 分から正午まで      | 2,160 円 | 2,160 円 |
|         | 正午から午後 5 時まで           | 2,160 円 | 2,160 円 |
|         | 午後 5 時から午後 10 時まで      | 2,160 円 | 2,160 円 |
|         | 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで | 6,480 円 | 6,480 円 |
| 調理室     | 午前 8 時 30 分から正午まで      | 540 円   | 320 円   |
| 談話室     | 正午から午後 5 時まで           | 540 円   | 320 円   |
| 研修室     | 午後 5 時から午後 10 時まで      | 640 円   | 320 円   |
| 2 階和室   | 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで | 1,720 円 | 960 円   |
| 第 1 会議室 |                        |         |         |
| 第 2 会議室 |                        |         |         |

別表公民館使用料(5)の表中

|               |       |   |       |
|---------------|-------|---|-------|
| 大野<br>公民<br>館 | 会議室 1 | を | 会議室 1 |
|               | 会議室 2 |   | 会議室 2 |
|               | 会議室 3 |   | 会議室 3 |
|               | 会議室 4 |   | 会議室 4 |
|               | 大会議室  |   | 大会議室  |
|               | 和室    |   | 和室    |
|               | 図工室   |   | 図工室   |
|               | 体育室   |   | 体育室   |

に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用の許可に係る使用料から適用し、施行日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。